

産業医・産業保健機能の強化について



厚生労働省大臣の諮問機関である労働政策審議会は、働き方改革実行計画を踏まえた今後の産業医・産業保健機能の強化について、平成 29 年 4 月 20 日以降、平成 29 年 6 月 6 日までの間に 4 回にわたり開催し、その結果をまとめたものを公表しました。

《経緯》

平成 29 年 3 月 28 日に行われた働き方改革実現会議において、働き方改革実行計画が決定され、計画において、労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化によって、以下のことが示されています。

- ① 治療と仕事の両立支援に当たっての産業医の役割の重要性に鑑み、治療と仕事の両立支援に係る産業医の能力向上や相談支援機能の強化など産業医・産業保健機能の強化を図る。
- ② 過重な長時間労働やメンタル不調などにより過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医による面接指導や健康相談等が確実に実施されるようにし、企業における労働者の健康管理を強化する。
- ③ 産業医の独立性や中立性を高めるなど産業医の在り方を見直し、産業医等が医学専門的な立場から働く方一人ひとりの健康確保のためにより一層効果的な活動を行いやすい環境を整備する。

これらにより、働く人々が健康の不安なく、働くモチベーションを高め、最大限に能力を向上・発揮することを促進する。

《建議内容》

1. 事業者における労働者の健康確保対策の強化

- (i) 長時間労働者等への就業上の措置に対して産業医がより適確に関与するための方策
- (ii) 健康情報の事業場内での取扱ルールの明確化、適正化の推進
- (iii) 労働者が産業医・産業保健スタッフに直接健康相談ができる環境整備等

2. 産業医がより一層効果的な活動を行いやすい環境の設備

- (i) 産業医の独立性、中立性を強化するための方策
- (ii) 産業医がより効果的に活動するために必要な情報が提供される仕組みの整備
- (iii) 産業医が衛生委員会に積極的に提案できることその他産業医の権限の明確化

3. その他

産業医の選任は労働安全衛生法で定められています。当社では、労働安全衛生規則に基づく作業環境測定において、長年の実績があります。作業環境測定は労働者の健康障害を防止するにあたって有効な方法の一つになります。何かご不明点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 29 年 6 月 6 日付 厚生労働省ホームページ

分析技術箇所 織田美里